

## 博士論文要旨

論文題目：西ドイツ「68年運動」と戦後政治秩序の変容—「共同決定」の変容を中心に—

佐々木淳希

本論文では、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)における「1968年」の異議申し立て運動が西ドイツの政治、社会変容に及ぼした影響を、主に1976年に成立した「労働者の共同決定法に関する法律」の分析を通じて考察する。

若者を中心とする異議申し立て運動は「1968年」に世界各国で生じたが、なかでもドイツ史において、「68年運動」と総称される異議申し立て運動の評価は高い。1969年にドイツ連邦共和国(西ドイツ)初のドイツ社会民主党(SPD)首班とする左派政権が成立すると、同政権は「もっと民主主義を(Mehr Demokratie wagen!)」を掲げて革新的な政策を進めた。1970年代には、異議申し立て運動から緑の党や「新しい社会運動」が発展し、環境保護やジェンダー問題などが新しい政治的争点に浮上した。加えて、それらの活動を通じて、市民参加や抗議文化の定着といった新たな政治文化が芽生え、社会のリベラル化が進んだことから、ドイツの「1968年」は「第二の建国期」として記憶されている。

他方で、このような肯定的な評価に対して、2000年ごろから「1968年」の相対化、脱神話化が進められた。シルト(Axel Schildt)に代表される社会史研究は、西ドイツ社会の変化は「1968年」によって突発的に生じたのではなく、「長い60年代」における生活様式や価値観の変化によって引き起こされたと論じる。また、アリー(Götz Aly)は、ナチズムの過去を厳しく問うた68年運動自身が、「物に対する暴力」を肯定するなど、運動内部に暴力的な傾向を孕んでいたことを指摘した。

さらに、2015年の難民問題を端に、旧東ドイツ地域を中心に「ペギーダ(西洋のイスラム化に反対する愛国的ヨーロッパ人)」などの極右排外主義勢力が台頭し、「ドイツのための選択肢(AfD)」が連邦議会や各州議会において確固たる勢力を占めるに至った歴史的起源を、「1968年」以降の「個人化」の進展に見る視点も現れている。

以上のように「1968年」の評価は一様ではないが、先行研究は、社会変容の「主体」を、「1968年」の異議申し立てを担い、それを受け継いだ新左翼と設定し、新左翼と対抗関係にあった既存の(旧)左翼政党をその「客体」として静態的に理解するために、当事者世代による「1968年」の過大評価とそれに対する反発という構図から抜け出すことができていない。

これに対して、本論文では「1968年」に対する「45年世代」による応答と社会改革という視点を導入し、社会変容の「主体」としての旧左翼を考察に含めることで、西ドイツ社会の変容にSPDや自由民主党(FDP)が果たした役割を明らかにし、「1968年」の再評価を試みる。

第1章「1960年代後半の西ドイツにおける政治状況—「計画」と68年運動—」では、68年運動への対応をめぐるSPDが、国家・政治領域における原理とされた「民主主義」を他の社会領域にも拡張することで「社会の民主化」を実現する方針を掲げ、他党との差異化を図ったことを論じる。

戦後一貫して西ドイツの政権を担ったキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)は、国家と社会を厳格に区分し、民主主義を国家領域における手続き原理と理解し、市場の競争秩序を維持することに国家の介入を抑制し、経済過程や社会の自律性を肯定するオールド自由主義を重要な思想的基盤としていた。これに対して、SPD は、1960 年代に経済統計や指標といった数値化されたデータを重視する「計画」を導入することを積極的に主張した。1966～67 年に生じた戦後初の経済不況に直面して、SPD と CDU/CSU が大連立政権の樹立に合意したことで、計画が西ドイツの政策構想の中核となって、国家が経済指標を活用して経済の「総体的統御(Globalsteuerung)」を行い、政労使が対話を行う「協調行動」が開催された。

しかし、その大連立政権の成立を大きなきっかけとして、与党が圧倒的多数を占める議会の不健全さやキージンガー(Kurt Georg Kiesinger)首相がナチ黨員であった過去への対応をめぐって、学生を中心とする異議申し立て運動(68 年運動)が起こった。西ドイツ社会の権威性や社会権力の存在に対する異議申し立てを受けて、SPD は、左右の党内対立を抱えながらも、「社会の民主化」を掲げて社会領域においても民主主義原理に基づく改革を進める意志を示した。これに対して、CDU の側でも 70 年代の保守の刷新につながる党改革の動きが見られたものの、あくまでも民主主義は国制上の原理とする立場を崩さず、社会改革には消極的な姿勢をとった。

第 2 章、第 3 章では、SPD で改革派を代表したエームケ(Horst Ehmke、1927 年生)と、自由民主党(FDP)の左派路線の旗手となったダーレンドルフ(Ralf Dahrendorf、1929 年生)という、ともに「45 年世代」に属する政治家の活動から、「1968 年」に応答するなかで生じた両党の政策方針の変化を検討する。

まず、第 2 章「SPD における「共同決定」の変容と計画」では、SPD の中核的な政策構想であった「共同決定」の変化を論じる。「共同決定」は元来、経済領域、とりわけ企業レベルで監査役会(Aufsichtsrat)への労働者代表の参加を通じて、労働と資本の対等や均衡を達成し、労働者の権利拡充を求めるものであった。しかし、国家と社会を一体的に捉える政治的公共体論の主唱者であるエームケは、それを個々人が各社会組織の意思決定に参加する制度へと転用して、政治領域における議会制民主主義の手続きを一元的に社会領域にも拡張することで「社会の民主化」を達成することを唱えた。このエームケの主張が、1970 年代に向けた SPD の政策構想の中心的な要素となり、大学改革や司法改革を遂行する際の主要な理念となったことを本論文は指摘した。

このエームケによる「共同決定」の転用は、狭義の企業共同決定制にも波及する。SPD やドイツ労働総同盟(DGB)は、1951 年に成立したいわゆるモンタン共同決定法を理想としていた。モンタン法は、石炭・鉄鋼業に従事する企業の監査役会において、その半数を労働者代表に充てることを規定し、労働組合の関与を大きく認めることで、労働と資本という二つの集団権力の均衡を図った。これに対して、党内の委員会で、シュミット(Helmut Schmidt)は、議会制民主主義を範に、労働者個々人が自らの代表を選出する制度への改編を提案す

るなど、それまでの SPD や労組の要求から乖離する議論を展開した。これは、先行研究で 68 年運動や大連立政権への賛否をめぐって対立関係にあると論じられてきたエームケとシュミットの間、社会権力の民主化をめぐって共通性が存在したことを意味し、1960 年代後半の SPD 党内では、個人による意思表明を基調とするエームケやシュミットら SPD 幹部層と、労働組合という集団的な対抗権力に立脚する労働運動勢力との間に対立軸が生まれてきたことを明らかにする。

次に、第 3 章「FDP における「1968 年」の影響と管理職員要求」は、1969 年に SPD の連立パートナーとなる FDP においても、「1968 年」に直面するなかで、社会の民主化やリベラル化が国家が取り組むべき課題として認識されるようになったことを論じる。FDP は従来、国家から自由な活動領域を確保するという意味での古典的自由主義の立場を取り、市場原理や法治国家原則を重視していた。しかし FDP は、1960 年代後半に、西ドイツ社会の停滞性を厳しく批判していたダーレンドルフの「開かれた社会」論の影響下で左派的な傾向を強める。そして「1968 年」を重要な契機として、憲法が保障する個々人の権利や機会均等をより実質化するように、国家の積極的な介入を許容して、SPD と同様、社会の民主化とリベラル化を政策課題に掲げた。

これを受けて、FDP の共同決定制に対する態度にも重大な変化が見られた。FDP は、西ドイツの主要政党のなかで最も反労組的な性格が鮮明で、労働者の共同決定権に対して否定的な立場をとっていた。しかしながら、68 年運動の異議申し立てに促されて、FDP はより個人主義的な政治参加を志向し、社会領域における個人の決定への参加という観点から共同決定制を見直すことを主張した。そこで FDP は 1971 年に、労働者と資本家の代表に加え、「管理職員 (leitenden Angestellte)」の代表を監査役会に参加させるという改革案を提案した。管理職員は、資本家側の「トロイの木馬」とみなされ、モンタン法と比較して 76 年共同決定法が低く評価されてきた最大の要因であるが、それを提案したのは FDP 左派であった。「1968 年」の影響を受けて、個人の権利を強めることで社会の「民主化」を実現しようとした FDP 左派こそが、管理職員代表の主唱者であったことを明らかにし、「1968 年」からの連続性を視野に入れることで、76 年共同決定法がもった意義を再評価する。

第 4 章「管理職員」問題の再検討」では、FDP によって提案された管理職員層からの代表選出に対して、共同決定政策における主要アクターである SPD、DGB、CDU/CSU、そして「管理職員連盟 (ULA)」の各政党・社会組織がいかに反応したか検討する。管理職員の利益代表組織である ULA は、管理職員が「業績 (Leistung)」を通じて企業に貢献する点で他の労働者と異なると主張し、共同決定制を自己決定や自己実現の一環と位置づけることで、管理職員が他の労働者から独立して自らの代表を選出することを正当化しようとした。

これに対して、DGB が、宗派や階層を越えた全労働者の利益代表を担う統一労組としての立場から、管理職員代表に強硬に反対した。DGB は、労働者の「一体性」を強調し、「労働者」の内部に管理職員という新たな集団を制度的に認知することが、労働者の分断をもたらすことを懸念した。しかしながら、SPD においても、シュミットやエームケがマネジメント層の

代表を監査役会に加えるという FDP の管理職員要求とも近い改革案を、すでに 1968 年の段階で提案していた。そのため、DGB は SPD と十分に共同歩調をとることができず、十分な影響力を発揮することができなかった。

また、CDU でも、キリスト教労組を支持基盤とする党内左派の社会委員会派や青年部が、マネジメント層を企業における独自の利害をもつ集団として承認し、そこから監査役会に代表を選出することで企業の長期的利益に資することができると主張していた。以上のように、労働と資本という二項対立的な図式から離れ、管理職員や企業の経営層からの代表を監査役会に加えるという構想は、各政党の左派を中心に支持を集めていた。このことは、管理職員代表を、経済界の支援を受けた FDP 右派によって持ち込まれたものとする先行研究の認識を修正するもので、「1968 年」の異議申し立ての影響を共同決定法が強く受けて「個人化」していたことを示す。

最後に第 5 章「労働者代表の選出規定をめぐる政党間の対立」では、先行研究では注目されてこなかった連邦議会における共同決定法案の審議から、労働者代表の選出方法に関する議論を分析する。SPD が、DGB の意向を反映して、労組が影響力を及ぼしやすい選挙人や事業所委員会を活用した間接選挙方式を提案したのに対し、CDU/CSU は、労働者の「自己決定」を論拠に従業員が直接代表を選出する方式を主張した。FDP も、SPD との連立政権を危機にさらさないように急進的な主張は控えていたものの、CDU/CSU 同様に直接選挙方式に傾いたため、比較的小規模な企業においては、従業員による直接選挙方式が採用された。また、モンタン法では労働組合が労働者代表の一部を実質的に選任できたが、76 年共同決定法では、労組が推薦した候補も含めた全候補が従業員による選挙を経て、代表に選出されるべきことが定められた。

連邦議会における審議では、労働者の「自己決定」という「1968 年」の要求と通底する論理が、CDU/CSU や FDP の側から多く用いられた。これに対して、「社会の民主化」で個人の自己決定権の強化を掲げ、その一方で労働組合という社会組織を存立基盤に抱えた SPD は曖昧な立場を強いられた。加えて、第 2 章で論じたように、SPD 内でもシュミットが労働者個人に基礎を置き、議会制民主主義に準じて選挙による信任を重視した改革案を提示していた。ここから、「1968 年」の社会批判を、個人化と「選挙」を通じた社会権力の正統化という方針で乗り越えようとしたことは、全政党的に共有されていたが明らかとなる。

以上のように、76 年共同決定法の成立過程は、社会権力がもつ規範力に抗して個人主義的な政治参加や多様な利害・アイデンティティの承認を求めた「1968 年」の異議申し立てから大きく影響を受けていた。特に、管理職員からの代表選任と全労働者代表に対する選挙の実施が法案に組み込まれた点に、それは顕著に現れた。それらの規定は、労働者保護の点でモンタン法からの「後退」と先行研究で評価されてきたが、個人としての労働者の権利を強める方策として企図されたものであった。つまり、「共同決定」の理念そのものが、「1968 年」を経ることで、労働者の利益代表組織たる労働組合が対抗権力として経済権力のコントロールを図るという、労働運動の経済民主主義構想から逸脱したのである。こうして、狭義の政治

領域において権力行使を正統化する手段であった選挙が、社会のあらゆる領域で、「社会の民主化」、つまり社会権力の正統化の手段として、「共同決定」の名の下に受容され、76年共同決定法にも反映された。

そして、それを主導したのは旧左翼の SPD や FDP 左派であった。したがって、経済政策上の左右軸や労働と資本という二項対立的な図式では、76年共同決定法が1970年代の社会変容に有した意義を捉えることはできず、「1968年」の異議申し立てを社会改革に接続する試みのなかで、政党横断的に個人の多元主義的な価値観や参加に基づいた政策構想を再編しようとする勢力が西ドイツ政治のなかに生まれていたことに着目する必要があることを本論文は明らかにする。このことは、個人の自由な選択の存在（そして、その前提としての競争の存在）を「民主的」とみなす、一面では極めて新自由主義的な論理の広がりにより旧左翼勢力が加担していて、彼らも新自由主義の「意図せざる協力者」であったことを示唆しよう。